公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７１８号
仙台市若林区東八番丁18番地の６　Ｓ・Ｋ・ＣＯＲＴⅡ－103
債務者　加藤　貴之
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７６３号
仙台市泉区泉中央１丁目21番地の１　県営七北田住宅312
債務者　松野由香里
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
秋田県潟上市昭和大久保字小橋38番地
債務者　進藤　厚美
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４号
秋田市御所野元町１丁目１番２－103号
債務者　鈴木　駿
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５号
秋田市新屋表町11番52号　アートハウス201号
債務者　小林　基之
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９号
秋田市山王２丁目８番17号　リビンアベ205号
債務者　山下　浩二
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２号
茨城県水戸市城東３丁目２番56号　ジュネス河野Ｂ棟102号、前住所茨城県水戸市堀町2259番地の５　安蔵住宅６号
債務者　伊藤　夢舞（旧姓根﨑）
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１６３号
茨城県かすみがうら市稲吉南３丁目11番５号
債務者　黒須　正宏
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２１０号
茨城県土浦市真鍋新町14番19号
債務者　佐々木康輔
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２６６号
茨城県土浦市神立東２丁目26番８－323号　青雲寮Ｂ
債務者　大森　幸樹
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第７７号
千葉県茂原市高師529番地９
債務者　遠藤　みか（旧姓我如古）
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第５号
千葉県いすみ市岬町榎沢814番地（日明団地49号）
債務者　早坂　洋子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第９号
石川県野々市市菅原町２番８号　アゼル203号、従前の住所石川県野々市市堀内３丁目115番地（従前々の住所）金沢市山王町１丁目153番地
債務者　太田　裕樹
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２号
山梨県都留市大野98番地16　大野ハイツ102号
債務者　上町　則明
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第６号
長野県塩尻市大字宗賀2904番地１
債務者　河元　譲司
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４４号
静岡市葵区東千代田３丁目１番１号、住民票上の住所大分県豊後高田市水崎387番地１太田アパート５号
債務者　今戸　淳史
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで　静岡地方裁判所民事第２部